



年の始めに贈与をしましょう！



● 110万円の贈与は、20万円以上の相続税が節税できます。

1. 贈与は節税効果が高い

贈与は《遺産の総額》を一方的に減らせます！

2. 必ず！！贈与証書を作成しましょう！

金額が 110万円以下の贈与でも、必ず！！《贈与証書を作成すること》が必要です。

3. 贈与税の申告をしましょう！

《贈与金額が110万円を超える場合には》必ず！《贈与税の申告をすること》が必要です。

4. 専用の印鑑を作りましょう！

贈与を受けた人（受贈者）《専用の印鑑を定めて使うこと》が必要です。
是非！！ 名前入りの印鑑を作りましょう。

5. 《確定日付》を取りましょう！

《贈与した日》を実証する方法として公証役場で
《確定日付》(手数料 700 円)を取る方法があります。



《贈与税の速算表》

基礎控除後の課税価格		特例税率※		一般税率	
		税率	控除額	税率	控除額
	200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超	300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超	400万円以下			20%	25万円
400万円超	600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
600万円超	1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超	1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超	3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超	4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超		55%	640万円		

※20歳以上の者が直系尊属(父母や祖父母)から贈与を受けた場合に適用。
義父母、義祖父母などからの贈与には適用されません。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山 45 番地の 1
TEL : (0532) 53-5333(代) FAX : (0532) 53-5118

(平成 30 年 1 月 レターケース)

贈与証書

贈与をする人 (贈与者)	平成 年 月 日	留意点
	〒 住所	争族を防止するため
	氏名 ⑩	なるべく自署する

贈与する財産		
贈与対象者	〒 住所	
	氏名 (続柄：贈与者の)	

贈与を受けた人 (受贈者)	平成 年 月 日	留意点
	〒 住所	贈与を受けたことを立証するため
	氏名 (自署) ⑩ (生年月日： 年 月 日生 歳)	必ず！！自署する

受贈者の 親権者 又は代理人	平成 年 月 日	留意点
	〒 住所	字の書けない人や 未成年者の場合
	氏名 (自署) ⑩ (続柄：受贈者の)	必ず！！自署する